

税制上の優遇措置 ～個人の寄附・法人の寄附～

<個人の寄附の場合>

⇒ 寄附される金額が2千円を超える場合、寄附者のその年分（1月～12月）の課税対象となる所得から、該当する額が控除されます。

●所得税にかかる寄附金控除額

次の金額が課税対象となる所得の金額から控除されます。

寄附金額（年間所得の40%を限度とする額）－2千円

●住民税にかかる寄附金控除額

次の金額が納付すべき住民税額から控除されます。

{寄附金額（年間所得の30%を限度とする額）－2千円} × 10 / 100

※留意点

- ①確定申告期間内に共同募金会発行の領収書を添えて税務署に申告してください。
- ②住民税にかかる寄附金控除の場合は、寄附先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要です。

<法人の寄附の場合>

⇒ 株式会社などの法人の場合は、寄附される金額について「全額損金」扱いとなります。

※留意点

- ①法人の決算期の終了後、共同募金会発行の領収書を添えて税務署に申告してください。

参考:<寄附金と税制上の関係>

寄 附 金		共 同 募 金	
		共同募金	共同募金以外の寄附金
寄附金の用途		社会福祉事業（第1種、第2種）、更生保護事業	
税制上の優遇措置	法 人	全額損金	全額損金
	個 人	定額控除 （所得税および地方税）	定額控除 （所得税および地方税）
寄附金の時期と配分について		10月1日～12月31日であって、受配者を指定しない寄附金	左記の期間外の寄附金および左記の期間中であっても受配者を指定する寄附金
承認の手続き		その年度の各都道府県共同募金会の配分計画に基づき、中央共同募金会が財務大臣および総務大臣に申請し、一括承認される	当該配分計画に基づき配分される寄附金の総額が同一法人の同一施設に対して、100万円以下の場合、当該都道府県共同募金会が審査・承認し、100万円を超える場合は、中央共同募金会が審査・承認する

※共同募金の期間外の寄附金や寄附者が使いみちを指定する寄附金（指定寄附金）などについては、本会までお問い合わせください。